

精神科病院
看護管理者の皆様
看護職員の皆様

精神科看護職員による患者への虐待・暴行事件に関する会長声明

2022年12月の精神科病院に勤務する看護職等による入院患者への虐待行為の報道に、患者やその家族をはじめ、世の中の人々が心を痛めているところです。さらに時を移さずして、今月には別の精神科病院入院患者への暴行疑いで看護職が逮捕されたという報道がありました。このような看護職がかかわる患者虐待の報道が相次ぐという憂慮すべき事態に対して、私たちは早急に手を打たなければなりません。

昨年、精神保健福祉法に障がい者虐待に係る防止等の措置についての改正案が成立し、精神科病院での虐待防止等の措置について、より一層の体制強化が図られました。ただし、本法律における措置は、虐待発見時の通報義務や虐待に関する相談体制の整備等であり、障がい者虐待事案が生じた後の施策であるため、十分な予防策とはいえません。

私たち精神科看護にかかわる看護職（以下、看護職）は、患者の一番身近な医療従事者として患者の安全と人権を守る使命と社会的責務を負っています。精神科病院での虐待を根絶するためには、看護管理者のリーダーシップが必要不可欠であり、看護職一人一人がアドボケートの役割を自覚しなければなりません。

昨今の精神科病院における虐待行為の報道は、病院関係者からの通報が発端になっています。私たちは、障がい者虐待がすべての精神科病院で起こり得る案件であるという認識を強くもち、虐待防止に向けてあらためて自施設の現況を確認することが必要です。加えて自施設において患者や職員の声を積極的に拾い上げる必要があります。看護管理者がリーダーシップを図り、一人一人の看護職が自施設における重要課題として、虐待の根絶に取り組んでいただくことを強く望みます。

また、看護管理者は、自施設における課題に気づき、課題解決に向けられるよう教育支援を行うことが重要な役割になります。「精神科看護職の倫理綱領」に基づき、看護職一人一人が虐待の根絶に取り組めるよう導かなければなりません。

そのため本協会は、皆様の取り組みに関して誠心誠意、全力で支援することをここに表明いたします。会員施設のみならず、全国の看護職全体で危機感を共有し、患者の安全と人権を守り、精神科看護が社会に必要とされる専門職として信頼され続けられるよう、皆様と一致団結して取り組んで参ります。

2023年（令和5年）2月20日
一般社団法人日本精神科看護協会
会長 吉川 隆博